

# 4月

# 木古内町長選挙 木古内町議会議員再選挙

今年の春は2つの選挙があります。投票日は4月21日です。棄権することなく、大切な1票を投票しましょう。

## 木古内町長選挙投票日 4月21日(日) 木古内町議会議員再選挙投票日

### 投票時間は7時から19時まで

投票区	投票所
1	釜谷多目的活性化施設
2	泉沢生活改善センター
3	札苅多目的活性化施設
4	大平団地集会所
5	学童保育施設（小学校内）
6	健康管理センター
7	福祉の家
8	認定こども園
9	鶴岡多目的集会施設
期日前	産業会館（役場）

#### ■期日前投票期間

4月17日（水）～4月20日（土）

○投票場所 産業会館（木古内町役場）

○投票時間 8時30分～20時00分

#### ■開票速報

開票結果を木古内町ホームページに掲載します。

<http://www.town.kikonai.hokkaido.jp>

#### 投票することができる方

今回の選挙で投票することができる方は、次の要件を備えている必要があります。

木古内町長選挙

木古内町議会議員再選挙

#### ■住所要件

令和6年1月15日までに木古内町へ転入届を提出した方

#### ■年齢要件

平成18年4月22日以前に生まれた方

#### 入場券を忘れずに

いずれの選挙も投票できる方には、木古内町選挙管理委員会から入場券が郵送されます。

有権者本人であることや重複による投票を避けるため、投票所において選挙人名簿と対照します（入場券に記載された投票所以外では、名簿と対照できないため、入場券に記載してある投票所で投票してください）。

入場券を紛失した場合でも投票することはできますが、くれぐれも紛失しないよう大切に保管して

ください。

万が一、紛失した場合は、選挙管理委員会または投票所の係員に申し出てください。

4月16日までに入場券が届かない場合は選挙管理委員会までお問い合わせください。

#### 住所要件以降に転入した方は

住所要件の1月16日以降に他の市町村から木古内町に転入届を提出した方は、この度の選挙では投票することはできません。

#### 各種投票制度をご利用ください

#### ■期日前投票制度

選挙の投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで、投票に行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。入場券を持参するだけで、簡単に投票することができます。期日前投票期間はいずれの選挙も4月17日から20日までです。

#### ■代理投票制度

身体が不自由または、文盲などにより、記載することができない方は、各投票所に投票補助者がいますので投票所の係員に申し出てください。

#### ■郵便投票制度

身体に一定以上の障がいのある方、または介護保険の被保険者証に要介護5の記載のある方が対象となり、自宅で投票することができます。

この制度を利用できる方は、障がいの程度により異なりますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

#### ■不在者投票制度

出稼ぎや長期出張などで、町から離れて生活している方は、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。

町、または滞在先の選挙管理委員会にある不在者投票用紙請求書に必要事項を記載のうえ、町の選挙管理委員会に郵送してください。後日、滞在先に投票用紙などを送付しますので、滞在先の選挙管理委員会に出向き、投票してください。

また、指定病院・施設等に入院・入所されている方は、その施設内で投票することができます。

#### ■お問い合わせ

木古内町選挙管理委員会  
0133921213 1331